国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十三日乙酉 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 後櫻町院様 [illegible]三七日也 [illegible]

[illegible]

十四日丙戌 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

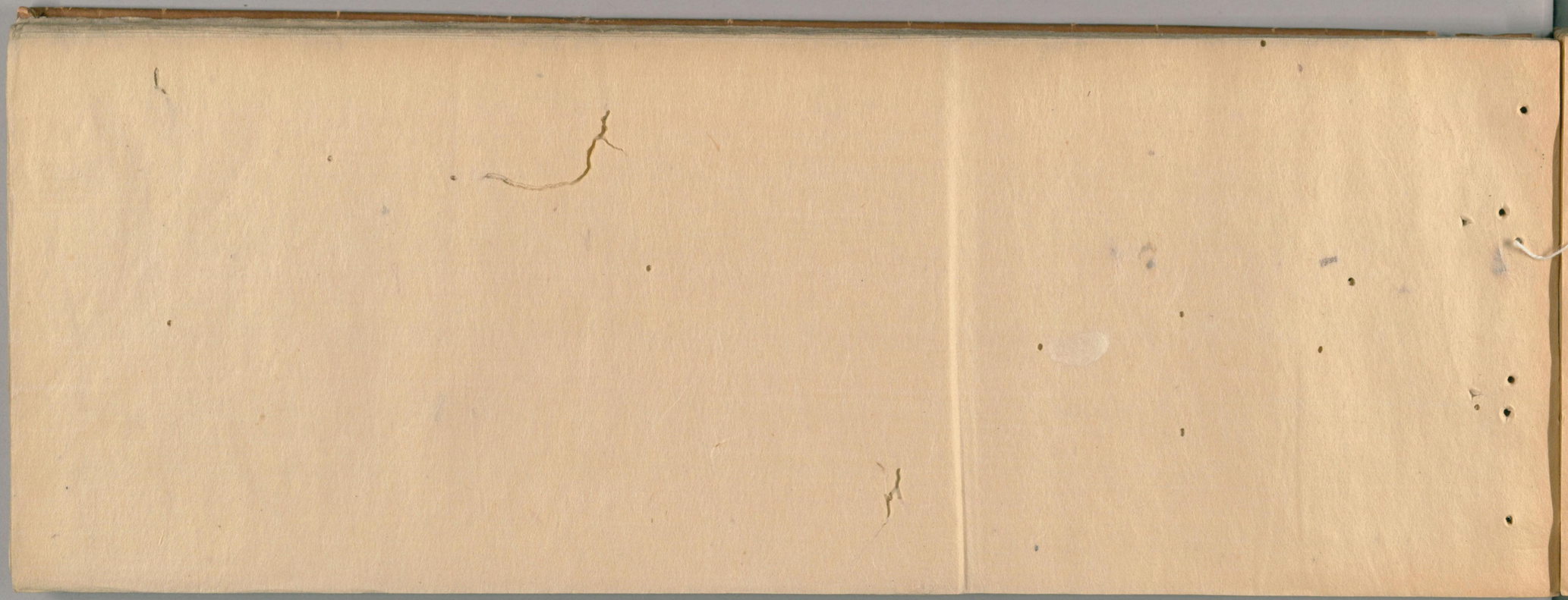

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

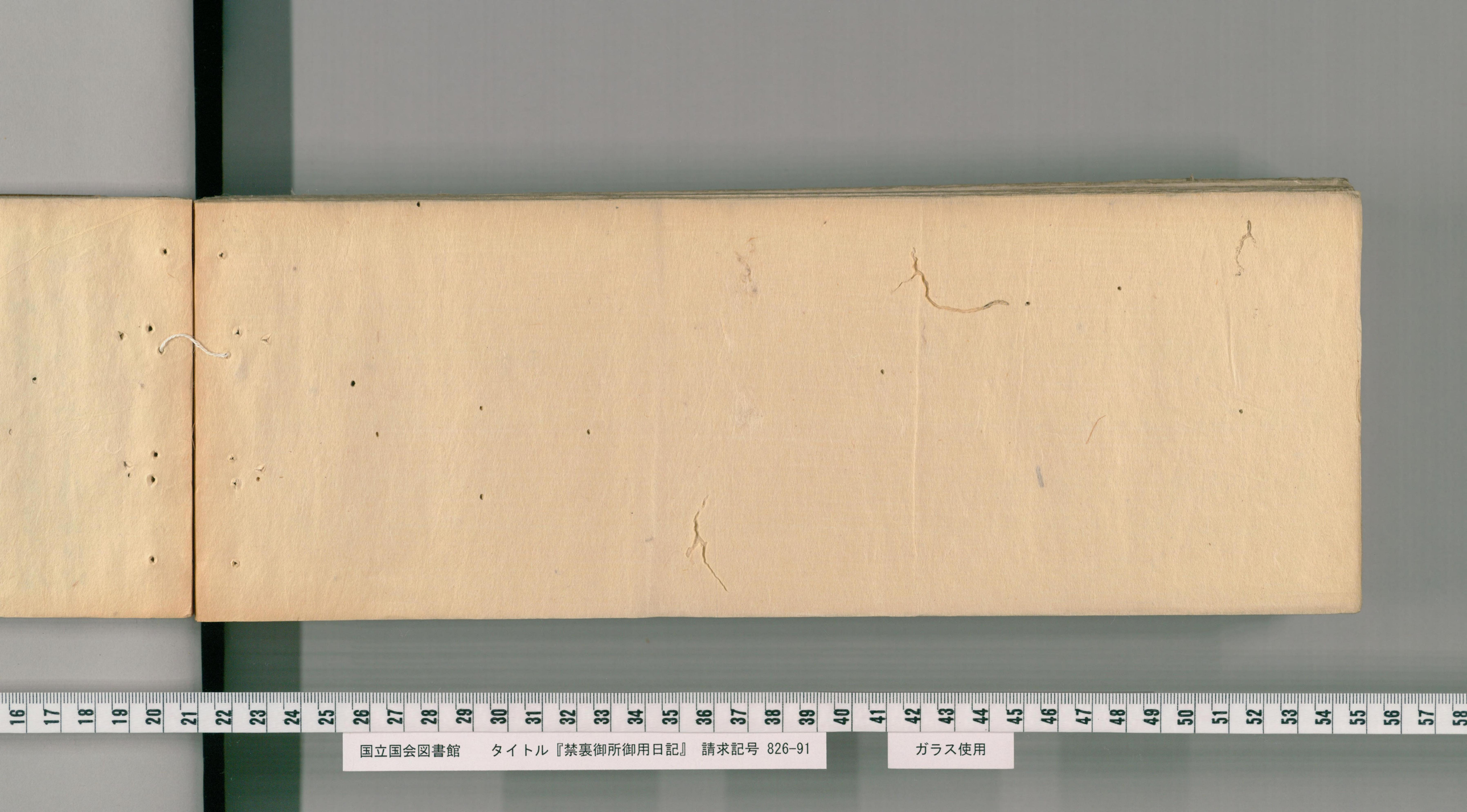

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

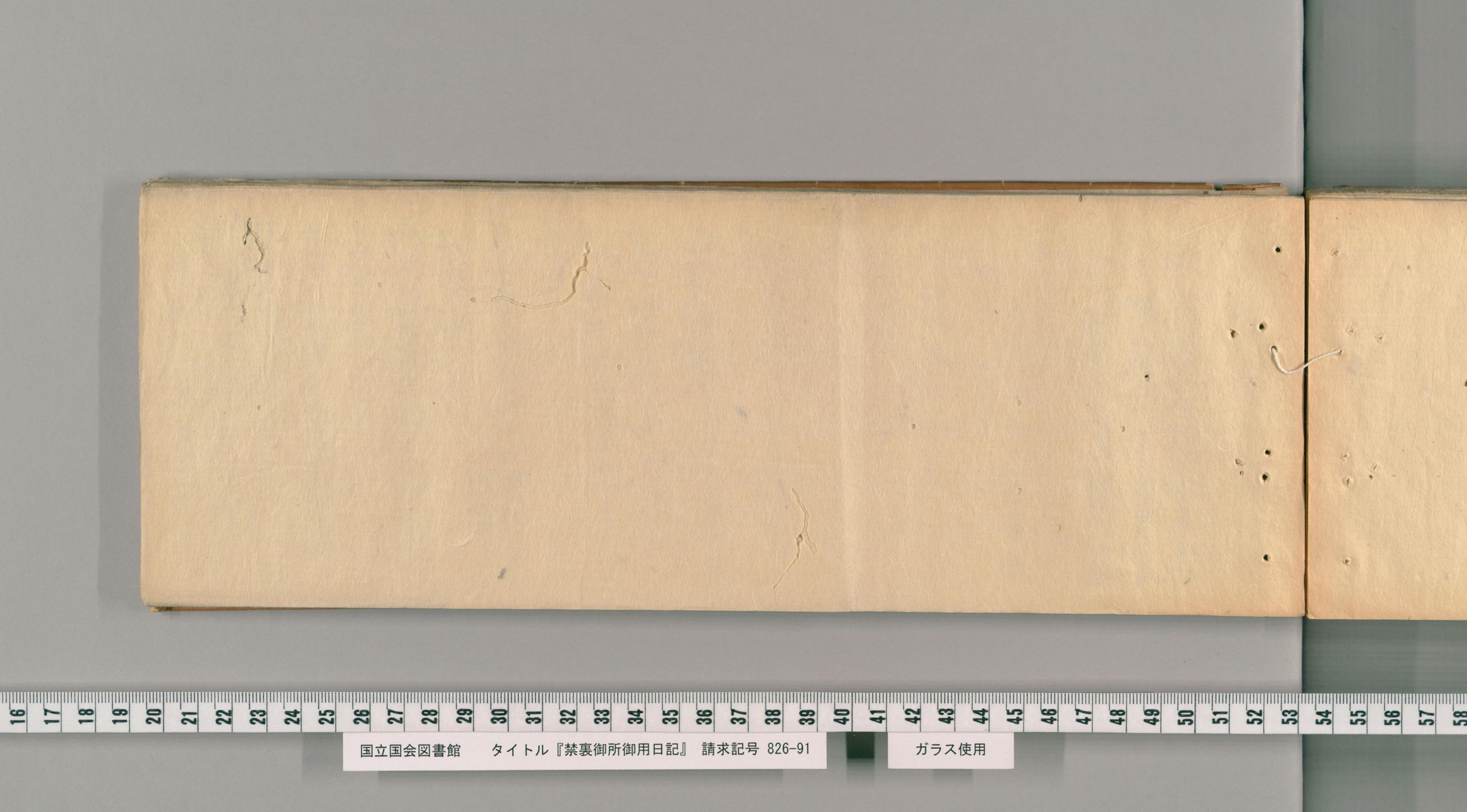

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

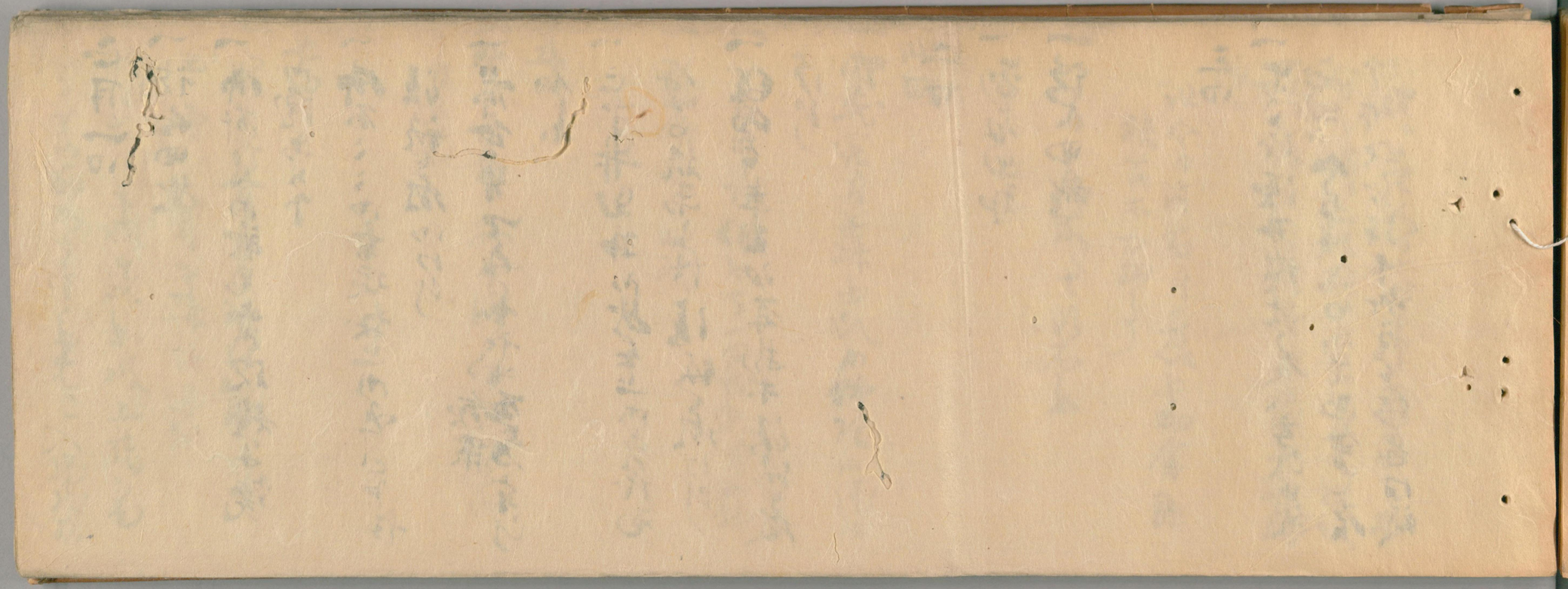

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

八日

一 [illegible]

一 [illegible]

九日

一 [illegible]

一 [illegible]

十一日

一 [illegible]

十四日

一 [illegible]

一 [illegible]

十六日

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

三日

一 [illegible]

五日

一 [illegible]

一 [illegible]

八日

一 副当出郎

十一日 一

一 [illegible]

十四日

一 副当出郎

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十六日

十七日

十八日

十九日

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

廿五日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

五日
一今日[illegible]
六日
一[illegible]
八日
一[illegible]
十一日
一[illegible]
十四日
一[illegible]
十五日
一雨[illegible]
十七日
一[illegible]
十九日
一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十九日
一 [illegible]

廿日
一 [illegible]

廿一日
一 [illegible]

廿三日
一 [illegible]

廿五日
一 [illegible]

廿九日
一 [illegible]

四月一日
一 [illegible]
一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

五日

一 [illegible]

七日

一 [illegible]

八日

一 [illegible]

十日

一 [illegible]

十一日

一 [illegible]

一 [illegible]

十四日

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十五日
一 [illegible]

十七日
一 [illegible]

十九日
一 [illegible]

廿日
一 [illegible]

廿三日
一 [illegible]

廿四日
一 [illegible]

廿六日
一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十八日
一 青蓮出勅

十一日
一 副寫出勅

十四日
一 青蓮出勅

十五日
一 三十三間堂ニ於カ下ニ 紀命 永年卿
呂工卿ト申者 五十間ニ大兵敗設
此夕ハ有ニ出ル 尺物 兵衛大伝
内室ニ三谷 [illegible] 射人 年齢
十四年ニ出し

十七日
一 副寫出勅
一 筆
大[illegible]ニ送
[illegible]

六月 [illegible]
一 青蓮出勅

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

四日
一副当出勤
一仙伝御所内田植ニ付ニ而来

五日
一[illegible]ニ付出勤

七日
一[illegible]出勤

十日
一副当出勤

十三日
一常当出勤

十六日
一[illegible]出勤 [illegible]祥[illegible]

十九日
一常当出勤

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

十九日
一 [illegible]出勤

廿二日
一 副[illegible]出勤

廿四日
一 [illegible]

廿五日
一 [illegible]出勤

廿六日
一 副[illegible]出勤
一 [illegible]

七月[illegible]
一 [illegible]出勤 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

二日

一 新大納言様より御使ニて 御帯
御祝儀 細工所に出来 御使
あかね 弁 御帯 御本様よりも弁
出来 伺ひ 出候 御事 御誂候
め例 しるし候 御蔵 御用人へ申
所 御蔵中ニ 右衛門尉 出迎 御帳面
ニ而例 件 相済 例

一 十朔十枚 御祝 酒井様御使者
官子 三百疋 倉田兵太夫
大御使 お勢ニ弁へ送らせるニ付
両方御返事 御門 相済

三日

一 勝三郎 出 五月 小袖 御所へ 一時々
全般 御品 御蔵 御手山 御刷之様 出
相済 荘 踊 候 御座 相済

五日

一 かしら御刷 御召 勝三郎 七ツ時
御刷 御祝 御当日 時刻

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

七日
一 [illegible]

十日
一 [illegible]

十三日
一 [illegible]

十四日
一 [illegible]
一 [illegible]

十六日
一 [illegible]

十七日
一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

六日

十七日

一今日副当し

一御当年入二番目御続し

一仕舞雑子能　御見ニ付御舞ハ出来

前座ニ付

一松川御所ハ　御当舞入二番ニ付ニ而

当し御使ハ出来

一宗教更ニ付　諸王ニ付出来

十九日

一当当出来

九月朔日

一名家家ニ　来日ニ而

一茂木縣河内家山内守

天脈お修ハ　仁平神ニ付

鉄砲ニ付

三日

一当当出来

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

六日
一 當局出勤

九日
一 副局出勤

十日
一 予詣日[illegible]東小堂[illegible]例

十一日
一 [illegible]
一 [illegible]
出勤

十二日
一 [illegible]出勤

十七日
一 [illegible] 十二 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

[illegible]

十日

一 [illegible]

十二日

一 扇子一本 三本又 [illegible]

[illegible]

十三日

一 [illegible]

十五日

一 副[illegible]

一 [illegible]

十六日

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

廿二日　内侍所　金子壱包　二両十七
御神楽料之内へ引取候ニ付
其方請取、則右請取之儀ニ付
御所ゟ御渡ニ相成候ニ付差上候
右之通り也　御賄方ゟ参候

廿三日
一 当番出勤

廿六日
一 当番出勤
一 御所御用之御修理方請取御勝手方
　平瀬出勤御出張　返書
一 廿二日
　御当番出勤
　松田相成て下住居

廿七日
一 当番出勤

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十七日
一 當日出郭

十八日
一 副當出郭 御坂関東使ハ
御ニ有 當日出郭

十二日
一 歸花院ヘ 巻ハ

十三日
一 當日出郭

十六日
一 副當出郭

十八日
一 大和定ニ有 出郭

十九日

一 當日出郭

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

十二日

一 [illegible]

十四日

一 [illegible]

十五日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

十六日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

326
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用